

京都市有財産を次のとおり一般競争入札及び条件付一般競争入札により売却します。

平成24年1月30日

京都市長 門川 大作

1 入札物件（合計5件、(2)、(3)は条件付の物件）

(1) 1号物件（建物付）

所在 京都市北区紫野下若草町12番2

地目 宅地

地積 1,638.54平方メートル

予定価格 354,800,000円

(2) 2号物件（更地）

所在 京都市左京区岩倉三宅町303番43

地目 宅地

地積 609.10平方メートル

予定価格 89,540,000円

(3) 3号物件（更地）

所在 京都市左京区岩倉三宅町303番38, 303番40, 303番41

地目 宅地

地積 981.60平方メートル

予定価格 146,700,000円

(4) 4号物件（更地）

所在 京都市左京区田中馬場町6番27

地目 雑種地

地積 154.72平方メートル

予定価格 18,110,000円

(5) 5号物件（更地）

所在 京都市西京区御陵大枝山町6丁目19番

地目 宅地

地積 1,503.42平方メートル

予定価格 151,900,000円

2 売却条件

(1) 土地の面積は、実測面積とし、現状有姿のまま売却する。

(2) 2号及び3号物件の売買契約には、次の特約事項を設ける。

ア 当該不動産は、1敷地当たりの面積が150㎡以上300㎡未満となるよう分割のうえ、それぞれの敷地に京都市平成の京町家認定制度要綱（以下「要綱」という。）に基づく「平成の京町家」を建築すること。

イ アの建築に当たっては、京都市との売買契約の日から6箇月以内に、要綱第3条第3項による住宅の建築及び維持保全に関する計画（以下「建築等計画」という。）の認定申請を行い、同条第5項による認定を取得のうえ、遅くとも当該認定を取得した日から2箇月以内に、認定を受けた建築等計画に基づく住宅建築に着手すること。なお、譲受人等への売却は、要綱第11条による完了報告書の提出後に行うこと。

ウ 建築工事の完了後1箇月以内に、日程を事前に京都市に通知のうえ、当該住宅内を2日間程度一般公開すること。

3 入札参加資格

(1) 1号から5号までの物件に共通の入札参加資格

次の各号のいずれかに該当する者は、入札参加資格を有しない。

ア 地方自治法第238条の3に規定する公有財産に関する事務に従事する者

イ 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号の一に該当する事実があった後3年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者

(2) 2号及び3号物件の入札参加資格

2号及び3号物件については、(1)共通の入札参加資格に加えて、次のア、イいずれにも該当する者のみ入札参加資格を有する。また、連名（共有）での入札参加はで

きない。

ア 宅地建物取引業法第3条に規定する国土交通大臣又は京都府知事の免許を有する者

イ 次のいずれかに該当する者

(ア) 京都市内において、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項の規定による認定を取得した住宅について、その建築主と工事請負契約を締結して建築一式工事を行った実績があること。

(イ) 京都市内において、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第3項の規定による認定を取得した実績があること。

4 入札日時

平成24年3月15日(木) 午前10時30分

(午前10時受付開始)

5 入札場所

京都市消防局作戦室(消防局本部庁舎7階)

(京都市中京区押小路通河原町西入榎木町450番地2)

6 入札参加申込み

(1) 一般競争入札参加資格審査申請書、誓約書及び入札案内書の配布

ア 期間

平成24年2月1日(水)から2月29日(水)まで

(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

イ 時間

午前9時から午後5時まで(正午から午後1時を除く。)

ウ 場所

京都市行財政局財政部財産活用促進課

(市役所西庁舎3階 電話075-222-3284)

京都市都市計画局住宅室住宅政策課

(市役所北庁舎5階 電話075-222-3666)

市役所案内所（本庁舎及び北庁舎）

各区役所及び支所のまちづくり推進課（市内14箇所）

(2) 申込受付（持参受付）

ア 申込みに必要な書類

(ア) 1号から5号までの物件の申込みに共通の必要書類

- a 一般競争入札参加資格審査申請書
- b 誓約書
- c 添付書類（いずれも発行後3箇月以内のもの）

(a) 個人の場合

住民票の写し（外国籍の方は登録原票記載事項証明書）及び印鑑登録証明書各1通

(b) 法人の場合

代表者事項証明書及び印鑑証明書各1通

※ 1号、4号及び5号物件に連名（共有）で申し込む場合は、連名（共有）者全員の住民票の写し等が必要となります。

(イ) 2号及び3号物件の申込みに（ア）に加えて必要となる書類

- a 宅地建物取引業者免許証の写し
- b 長期優良住宅建築等計画認定通知書の写し
- c 工事請負契約書の写し

※ 工事請負契約書の写しは、3入札参加資格（2）イ（ア）に該当する場合に必要となります。（bと同一住宅のものに限る。）

イ 期間

平成24年2月1日（水）から2月29日（水）まで
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

ウ 時間

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

エ 場所

京都市行財政局財政部財産活用促進課

7 入札保証金

入札参加者は、入札金額の100分の5以上に相当する額を、入札当日の受付で、金融機関保証小切手により納入しなければならない。

8 入札の無効に関する事項

京都市市有地売却入札等取扱要綱第11条、第17条及び第30条の規定による。

京都市市有地売却入札等取扱要綱（抄）

（入札の無効事由）

第11条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者が入札したとき、又は第8条第2項に規定する委任状及び一般競争入札参加資格者証を提出しない代理人が入札したとき。
- (2) 指定の時刻までに入札書を提出しなかったとき。
- (3) 所定の入札書以外で入札したとき。
- (4) 郵便により入札したとき。
- (5) 入札保証金が、入札金額の100分の5に満たないとき。
- (6) 予定価格を下回る額で入札したとき。
- (7) 他人の代理を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。
- (8) 入札書に入札者又はその代理人の記名押印がないとき。
- (9) 代理人が入札する場合において、入札書に委任状の代理人使用印と異なる印鑑が押印されているとき。
- (10) 入札者又はその代理人が1人で同一事項の入札に対し、2枚以上の入札書で入札したとき。
- (11) 入札金額の記載に訂正があるとき。
- (12) 主要事項（入札金額、入札者並びにその代理人の住所及び氏名をいう。次号において同じ。）の記載が明確でないとき、又は漏れているとき。
- (13) 鉛筆、シャープペンシルその他の訂正の容易な筆記器具により主要事項を記入したとき。
- (14) 入札金額以外の文字、数字等を訂正した場合において訂正印の押印がないとき。
- (15) 入札者が協定して入札をしたとき、その他入札に際し不正の行為があったと認められるとき。
- (16) 入札関係職員の指示に従わないなど、入札会場の秩序を乱したとき。

(17) その他入札に関する条件に違反したとき。

(入札保証金の帰属)

第17条 落札者が落札決定後30日以内に契約を締結しないとき（落札後、第3条に規定する入札参加資格を有しない者であることが判明し、失格したときを含む。）は、その落札は無効となり、入札保証金は、違約金として本市に帰属するものとする。

(契約保証金の帰属)

第30条 契約者が契約締結後に売買代金を納入しないとき（契約締結後、第31条で準用する第3条に規定する資格を有しない者であることが判明し、失格したときを含む。）は、その契約は無効となり、契約保証金は、違約金として本市に帰属するものとする。

9 その他

(1) 現地見学会（建物付物件のみ）

1号物件 平成24年2月17日（金）午後2時から午後4時まで

(2) 入札当日の受付

入札参加者は、入札会場で入札前（午前10時から受付開始）に受付を済まさないといけない。

(3) 代理人の入札

入札者が代理人であるときは、入札当日の受付時に委任状を提出しなければ、入札に参加することができない。

(4) 郵送による入札

郵送による入札は、認めない。

(5) 契約の締結及び売却代金の納入

ア 1号、4号及び5号物件

落札者は、平成24年4月2日（月）から4月16日（月）までに売買契約を締結し、契約の締結と同時に売買代金の全額を一括納入しなければならない。

イ 2号及び3号物件

落札者は、平成24年3月23日（金）から3月30日（金）までに売買契約を締結し、契約の締結と同時に売買代金の全額を一括納入しなければならない。

(6) その他必要事項

その他、入札について必要な事項に関しては、京都市契約事務規則の定めるところによる。

(行財政局財政部財産活用促進課)